

平成19年度 第5回

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

ラッセホール5F サンフラワー

平成19年11月20日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

# 公共事業等審査会（第5回）会議録

## 1 開 会

## 2 平成19年度第5回公共事業等審査会

### (1) 事務局からの報告事項

#### 1) 前回審査会からの追加説明（共通）

事務局

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、平成19年度第5回公共事業等審査会を開催させていただきます。

本日まで出席の委員の皆様につきましては、お配りしております出席者名簿をごらんいただきたいと思います。

議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。

( 配 付 資 料 確 認 )

それでは、議事に移らせていただきます。

本日は、10月25日に開催しました審査会でご質問をお受けした事項等につきまして追加説明を行い、対象案件すべての審査をお願いしたいと考えております。その後、休憩を挟みまして、審査結果の取りまとめをお願いしたいと考えております。

なお、前は、出席委員の方が6名と過半数に満たず、審査会として成立していなかったため、書面審査ということで、書類を送らせていただきました。各委員の意見を参考資料として取りまとめておりますので、後ほどご参照をお願いします。

また、本日は、協議の時間が十分割り振れますように、効率的な説明に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

審査会の議事進行につきましては、会長、よろしくお願いいたします。

会長

急に冷え込んできたような気がいたしますが、お風邪などをお召しにならないようにお願いいたします。

進行役としまして議事を進めていきますので、よろしくお願いします。

では、次第の2の(1)、前回の審査会で出されました質問に対しまして、追加資料の

内容について、事務局よりそれぞれ説明をお願いいたします。

## 2) 近代化施設整備事業

事務局

説明に入ります前に、一言おわびといたしますか、説明させていただきたいと思います。

県産木材供給センターの件につきまして、10月26日に新聞報道がされたわけですが、既に委員の皆様方には文書でごらんいただきましたけれども、それについて改めて説明させていただきたいと思います。

記事にございましたように、県産木材供給センターにつきましては、あくまでも14社でつくる協同体を選出したということございまして、事業の採択につきましては、本審査会において審議いただいた後、県の予算ですとか国のほうへ申請して、事業の認可を得て、それから事業化をしていくことになっております。そういうことですが、宍粟市の取材を受けた担当者がそのあたりを十分説明していなかったということもございまして、事業化されたようなニュアンスの記事になってしまったということでございます。これにつきましては、取材に取り上げていただいたことについては私たちは大変感謝しているわけですが、宍粟市のほうでその辺は審査中であってということも十分説明されていなかったということで、委員の皆様方に少し誤解を与えるようなことになりまして、大変申しわけなく思っております。

これにつきましては、審査をしていただいた後、国に対して正式に事業計画を提出いたしまして、国の採択等を受けて、来年度、再来年度の事業化に向けて進めてまいるということでございます。今後、このようなことのないよう、私どもも十分注意しますし、市のほうにもその旨十分指導いたしましてやっていきますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

会長

ただいまのことにつきまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。特にないようでしたら、一応審査会としては了承したということで、追加資料の説明に入ってください。

事務局

追加資料の説明をさせていただきます。

書面でいただきましたご意見に対しましての追加説明でございますが、県産木材供給センター総合整備事業の5点につきまして説明をさせていただきます。

その前に、追加資料の の評価調書につきまして、一部追記・変更させていただきたいと思っております。近代化施設 - 1 ページをごらんいただきたいと思います。投資事業評価調書でございます。立地の予定場所が妥当であるかどうかということで、その記述がないというご指摘をいただきました。それを踏まえまして、真ん中のやや下のほう、(2)の有効性・効率性の欄でございますが、その で、立地につきまして追記をさせていただきたいと考えております。立地場所につきましては、中国縦貫道の山崎インターから29号線を北へ約12km上がったところでございます。時間距離にしますと約20分でございます。29号線沿いから 600mの位置にありまして、森林資源が県下で一番豊富な地域でございます。また、原木集荷機能が高いということで、素材関係の業者でありますとか森林組合の活動が最も活発な地域でございます。そういったところから、運搬コストの縮減を図れるといった面でも効率性が高いということで、 を追記させていただきました。

それでは、追加説明項目につきまして、(1)から説明をさせていただきたいと思っております。

まず、(1)県産木材供給センターの経営の安定化についてでございます。参考資料のほうで、書面の回付による意見についてということで、新規事業に関するものが1ページにございますが、この中の(1)の4)と(2)、(4)、(5)のご意見を集約しましたのが、この経営の安定化についてというところでございます。県産木材供給センターの健全経営が前提であるというご意見でございます。私どもも企業経営として継続的にやっていけることが最も重要であると考えております。

そういった中で、前のスクリーンをごらんいただきますと、 にございますように、既存の融資制度、これは県の単独事業で持っておりますが、短期の運転資金の拡充を図りたい。現在、5,000万円の枠でございます。それを、まだ決定をしておりますが、4億円に拡充しまして、短プラの2分の1といった低利で運転資金を貸し付ける、そういう制度を立ち上げたいと考えております。供給センターが平成22年度に稼働しまして、当初3年間はやはり単年度の赤字が出ることを想定しておりますが、初期の経営を安定させるといった意味合いで、このように短期の運転資金を拡充いたしまして支援をしていきたいと考えております。

それともう一点、画面にはございませんが、原木の安定供給、安定確保といった面で、

原料切れになりますと、たちまちとまってしまいますので、原木を安定的に供給できる体制として、地域の森林組合あるいは市町と連携をいたしまして、人工林の団地化を進めていきたいと考えております。そういった団地を設定いたしまして、作業道なり林道を整備し、低コストで原木を搬出できるようなシステムをつくり上げていきたいと考えているところでございます。

また、 に書いてございますが、外部評価機関の設置ということで、組合の運営体制なり経営状況のチェックをする機関といたしまして、メンバーに金融機関を含めて外部の評価機関を組合内に設置することを指導してまいりたいと考えているところでございます。これに加えまして、県としましても独自で、経営管理指導といったことで、財務関係なり経営状況を常にチェックしていくような体制をとっていきたいと考えているところでございます。

それでは、(2)の県産木材供給センター総合整備事業のB/Cについてでございます。書面でご意見をいただきましたものでは、(1)の2)でございます。将来の経営赤字をコスト算入すべきで、現行のB/Cではカバーできていないのではないかというご意見をいただいております。

私どもとしましては、もともとB/Cでの評価がなじみにくい要素があるのではないかと考えておまして、この供給センター自体の生産収益につきましては、別途収支計画を立てたところでございます。この収支内容は第3回の審査会で説明をさせていただきましたが、B/Cにつきましては、国の交付金事業を活用するというところから、国の要領に基づきまして、センター運営により発現する波及効果をベネフィットとして算出したところでございます。その結果、費用対効果が1.0以上となっておりますので、適切であると考えております。

このB/Cの中身につきましては、画面をごらんいただきますと、 としまして、就業機会の増加効果ということで、このセンターに雇用される人の所得が増加をする。計画では、41名の人員が雇用されるということで、16億4,000万円ほど上げております。また、 としましては、林産物の利用増進効果といたしまして、原木が消費されることで、森林所有者に所得が還元されるといいますか、森林所有者の利益につながってまいります。それを積算いたしますと26億7,000万円ほどになりまして、合計43億1,000万円ということで、B/Cにつきましては1.4を算出しているところでございます。

次に、(3)でございますが、森林所有者への利益還元の考え方についてでございます。

書面でのご意見につきましては、(1)の3)でいただいております。ご意見の内容につきましては、森林所有者への還元額を 5,700円と想定しておりますが、現行の原木コストを上回る要因となっている、不測の事態が生じた場合には柔軟な対応が必要であるというご意見でございます。

前の画面をごらんいただきますと、センターでの原木価格につきましては、1 m<sup>3</sup>当たり 1万 3,000円と、現行の 1万 2,000円よりやや高めで見積もっているところでございます。内訳としましては、伐採・搬出が 7,300円、所有者への還元額が 5,700円でございますが、伐採・搬出費の低減化によりまして実現をしていきたいと考えているところでございます。また、製材加工のところに赤書きで 1万 6,700円という製材コストを掲げておりますが、これも 12万 m<sup>3</sup>というスケールメリットを生かして製材コストをぐっと下げることが計画しております。こういったスケールメリットを生かしまして、製品の価格競争力を高めていきたいと考えているところでございます。

ご指摘いただきました不測事態が生じた場合、例えば製品価格が下落したような場合でございますが、森林所有者への還元額に対しまして柔軟な対応が必要と考えているところでございます。ただ、森林所有者が利益を還元されて、再造林なりその後の保育、森林整備を継続的にやっていけるというのが最終の目的でございますので、森林所有者が森林整備ができるような形で利益還元を最重視させていただきたいと思っておりますが、その辺は柔軟な対応をしていきたいと考えております。

それから、(4)の山村地域における今後の施策展開についてということで、書面では(3)でいただいているご意見でございますが、これにつきましては、センターの運営によりまして、県下の山村地域全体の産業なりの活性化を図っていくことが必要であるというご意見をいただいております。

画面をごらんいただきますと、緑色の円をかいておりますが、その中心が供給センターの整備予定地でございます。そこから半径約 35km の範囲で原木を集荷したいという事業体の意向でございますが、このエリアの森林所有者に対して利益を還元できると考えております。そのことによりまして、このエリアの森林の循環利用が図られ、森林整備が進んでいく、そのような効果が得られると考えております。県下の人工林面積の約 6割がこの円の中に入ってくるということで、北は但馬の養父市、東は丹波市の一部という形で、広範囲に原木を集荷したいと考えているところでございます。

そういったエリアにおきましては、既に 18年度から原木の安定供給のための取り組み

を進めているところでございます。低コストの経営団地整備事業ということで、1団地50haほどの人工林の団地化をいたしまして、そこに作業道をつけ、あるいは高性能の林業機械と言われております作業道上で材を引っ張り出してこれるような機械がございますので、そういったものを整備して低コストで搬出をしていく。こういった取り組みを進めておりました、18年度から5年間で35団地をモデル的に整備をしていきたいと考えているところでございます。

それから、このモデルをもとにしまして、今後20年ぐらいを想定して、前の表にありますエリア、宍粟市から丹波市の市町になるわけでございますが、こういった中に311の団地を設定して原木の安定供給への取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。このエリアでの原木の必要量を20年間で計算いたしますと、380万 $m^3$ になります。この供給センターでは12万 $m^3$ 掛ける20年ということで240万 $m^3$ でございますが、既存の流通がございますので、それが7万 $m^3$ といたしまして、20年間で140万 $m^3$ 、合わせまして380万 $m^3$ でございます。この311団地を設定いたしまして計画的に原木を供給いたしますと、560万 $m^3$ の資源がございますので、原木の量としては十分あるということでございます。こういった団地を設定いたしまして、作業道路網をつくり、低コストで原木を搬出できるようなシステムを今後もつくり上げていきたいと考えているところでございます。

また、この団地は、現在40年生以上の人工林で、共有林と申しますか、生産森林組合でありますとか集落有林、あるいは市町有林でありますとか、そういったところを核にしまして、また林道、作業道が既に整備されているか近々整備される予定のところを条件にしてピックアップしたところでございます。この311団地を今後どんどん整備していったって、原木の安定供給体制に備えていきたいと考えているところでございます。

## 事務局

説明事項の5点目については、私のほうから説明させていただきます。

農業部門における近代化施設について、これまで評価したことがあるかというご質問をいただきましたが、公共事業等審査会におきましては、県費随伴の公共事業で総事業費10億円以上のものをご審査いただくことになっております。この制度の発足以来、農林水産関係の総事業費10億円以上のものはございませんでしたので、当審査会における審査はしていただいております。

なお、10億円未満で過去に2件、平成13年度に旧吉川町で農産物直売所や特産物の加

工施設等を9億円で整備する事業、それから平成17年度、旧神崎町で林業構造改善事業として都市・農村交流施設整備を約4億円でやっておりますが、これにつきましては、農林水産部の審査会に諮りまして実施しております。ですので、全体の公共事業等審査といたしましては、2件実施しているということでございます。審査会のほうでは、10億円以上はございませんでしたので、審査はしていただいていないということでございます。

以上でございます。

会長

ただいまのご説明に対しまして、何かご意見あるいは追加のご質問はございますでしょうか。

委員

ご説明をもうちょっと詳しく承りたいところが2点ございます。1点目、B/Cの説明の際に画面に映してくださって、41人の雇用創出でおよそ16億4,300万円という計算だったんですが、その内訳というか、ちょっとこの数値に私の頭がついていけなかったものですから、41人の雇用創出で効果が16億円余りになることについて、もう少し追加の説明をお願いしたいと思います。

2点目は、人工林の団地化について丁寧に説明くださって、どうやら別途団地化をお進めになるというふうに承ったんですが、団地整備事業が現在なされているのであれば、その進捗状況と財源、それから今後どんな形で、公共事業でお進めになるのではなくて農林水産事業としてお進めになるのか、そのあたりのご説明をいただきたいので、お願いいたします。

事務局

まず1点目の就業機会のB/Cの積算でございますが、41人の雇用でということでございます。内訳としまして、正社員が25名、平均年間450万円の収入で計算をしております。パートが16名で、年間の平均が200万円。こういう積算で16億円をはじき出しているところでございます。

委員

積算して、コストが16億円になるんですか。何年か分ですか。

事務局

合計額としましては、年間で1億4,113万8,000円でございますが……



委員

それがなぜ10倍になるのか、私ついていけなかったものですから、教えてください。

事務局

この施設の平均耐用年数を積算いたしますが、製材工場ですから建物と製材機械がございまして、そういったものは物によって耐用年数が違っておりますので、その金額によって、加重計算をして耐用年数をはじき出しております。その年数が16年でございます。ですから、今の1億4,000万円に16年分を掛けまして、そこにもう一つ還元率を計算させていただくわけなんです。これは国の要領でそういう算定をするということが決まっております。前の画面に出ておりますが、就業機会増加効果としまして、1億4,113万8,000円でございます。それに還元率0.0859ということで、その耐用年数に応じた還元率を計算することになっておりまして、これを割り戻しますと、16億4,000万円になるということでございます。

委員

今のご説明を承れば、そういうふうになるのかと思ったんですが、最初の話ですと、極めて単純に積算したので、びっくりしたんです。費用対効果で就業機会効果というふうにご説明されるのは、今の経緯であればそうかと思えるかもしれないんですけども、ストレートにお書きになるのはちょっといかがかと思うんです。論理的についていきにくいんですね、話を聞いている側として。こういう還元率があるのであればいいですけども。

先ほどご説明くださった最初の画面を出していただけますか。所得が増加することによる効果。就業機会増加だけで16億とつけておられたので、最初、自分が計算間違いしたのかなと。

事務局

計算経過を省略させていただいて、結果だけを申し上げましたので、そういう形になりました。どうも申し訳ございません。

委員

もしこういう形でされるのだったら、注釈をつけられて、農林水産省の計算式に従ってほかの要素が加わっていると書いていただくと助かりますが、今拝見したところなので、ありがとうございます。

事務局

それと、2点目のご質問でございますが、団地化の整備につきまして、18年度から取り組みを進めております。年間7団地を整備していくという計画で、5カ年間で35団地のモデル整備を進めているところでございます。18年度は7団地、19年度につきまして現在7団地を整備中でございます。

事業の財源でございますが、県の単独事業でございます。

委員

関連することでわからなかったところがあるのですが、新たな原木の取扱量が増えるということで、現在のマーケットはどうなるわけですか。そのまま続くわけですか。これが効率的になったら、現在の取引はやめて全部こちらに来るんじゃないですか。

事務局

現在の県内の素材流通が15万 $m^3$ でございますが、これは既存の流通としてそのまま維持をしていただきまして、新たにこの供給センターの12万 $m^3$ を流通させていきたいと考えております。

委員

既存の15万 $m^3$ というのは、原木供給者としては、新規事業によるものとはオープンなんでしょうか。マーケットのメカニズムとしては、当然もうかるほうに行きますよね。

事務局

既存流通の15万 $m^3$ につきましては、地場の大工、工務店等にほとんどが流通されております。この供給センターの事業につきましては、大手のハウスメーカーとか、この地場では流れていない部分、そして現在外材を使われている部分を県産木材に置きかえて販売・消費をしていきたいということで、消費側につきましてはすみ分けが十分できていると考えております。

委員

納得はできてないですけども、そういう仮定のもとで計算しておられるのだったら仕方ないんですが。

もう一つ、耐用年数の考え方がよくわからなかったんですが、16年という形で新規雇用増加を計算していらっしゃるわけですね。企業経営だったら、全部、減価償却で資本の損耗が認められているわけでしょう。そうしたら、16年たつと、もともとの新規施設導入で、事業としてはもっと継続できるんじゃないですか。

事務局

16年と申しあげましたのは、先ほどのB / Cの積算をするときに、林野庁のほうでそういう積算方式が決まっておりますので、そういった平均の耐用年数を算定したところでございますが、実際の償却につきましては、その施設あるいは機械ごとの耐用年数と申しますか、減価償却でもってなされていくことになるかと思えます。

委員

だから、B / Cは少なめに見積もってあるというふうに考えていいんですかね。実際は継続的に効果が続くはずだから、もっと大きいと。だけど、これは事業評価だから、少なめに見積もってリスクヘッジしているということで、こういう方式を提案されているわけですか。

事務局

施設関係が単一の施設ではございませんで、中に製材機械が入ったりするという中身になっておりますので、平均をとらざるを得なかったということだと思います。結果的に、少なめに出てくるのではないかと考えております。

委員

わかりました。当初、説明のときに、B / Cを出す事業としてはなじまないとおっしゃった意味が、私はここにあると思うんですね。だから、本当を言うと、こういうことでB / Cを算出してやったらいかなのだろうと私は思っているんですけども、わかりましたので、ありがとうございます。

委員

先ほど外部評価機関のご説明がありまして、経営管理に関連して金融機関が入るといってご紹介があったんですが、ほかに外部評価機関のメンバーとして予定されている方々はどのような方がいるのか。特に、地元の方、それもいわゆる行政関係ではない地元の方がお入りになる枠があるのか、そのあたりのところを教えてくださいませんか。

事務局

細部はまだ詰め切っていないところがございますけれども、やはり経営のプロの方に参画をしていただいて指導していただくのかなというふうに考えております。

委員

外部評価というのは、経営の外部評価という形になるわけですか。

事務局

はい、事業協同組合の経営状況をチェックするという意味合いです。

委員

チェックをするということですか。ということは、結局、地元関係者の方とか県の関係者は入らないんですか。

事務局

そこはまだ詰め切っていないんですが。ただ、県としましては、別途、県としての経営管理指導という形でチェックをしていきたいと考えております。

委員

もう一つ関連して、今ほかの方のご質問に答えていただいたときに、また前回も出ましたように、要するに大枠、これは外材に対して県産木材を置きかえていくという大目標のもとにつくられる施設であり、事業であると理解したわけですが、そう考えてさせていただいてよろしいわけですね。

事務局

はい、そうです。今、外材にかなりのシェアを奪われていますので、それを少しでも奪還していきたいと考えております。

委員

ということであるとすれば、公共事業の部分だけではなく、県の特に林業に関連して、県産木材に置きかえていくことに関して現時点で何か施策の枠組みがあると思うんですが、ちょっとそれをご紹介いただけますか。これからつくられるのでも結構ですが、多分大枠はあると思うんです。

事務局

県産木材をどんどん利用していただくという施策をやっております。それにつきましては、ひょうごの木造・木質化作戦として3つの作戦を展開しているところでございまして、1つは、公共施設等の木造・木質化作戦ということで、公共施設に木造・木質化を進めていって、模範といいますか、その先例を切っていきたいということがございます。

もう1つが、県産木造住宅の10倍増作戦ということで、現在、県産木造住宅の建築は年間700戸ぐらいでございます。県産木造住宅と申しますのは県産木材を50%以上使った住宅でございますが、平成14年当時は150戸だったんですけれども、これを平成22年には10倍の1,500戸にしていこうという、県産木材住宅の10倍増作戦を展開しているところでございます。これにつきましては、民間の個人の住宅でございますので、金融機

関と協調いたしまして、25年間で2%固定といった特別の低利融資制度を持っておりませんが、それを活用してどんどん県産木造住宅を増加させていこうという施策を打っております。

それから、3つ目の作戦ですが、暮らしの中に木材を取り入れる運動ということで、県民の皆さんの身近なところで木材を使っていただけるような、例えば小学校の学習机に県産木材を使ってモデル的に整備をしていく。あるいは、木のイベントということで、ひょうご木材フェアというものもやっておりますが、そういったイベントを通じまして木に触れ合っていただくという取り組みを進めております。

この3つの作戦は、県産木材をどんどん使っていただいて、使っていただくことで県内の人工林資源が更新をされて循環利用ができていく、それによって森林整備が進んでいって公益的機能が高まっていく、そういう目的で進めているところでございます。

#### 委員

ありがとうございます。それに関して一つだけ、ちょっと突っ込んでお尋ねしたいのは、今3点にわたってご紹介があったんですが、現時点では、木材を利用する、つまり家具メーカーとか、ハウスメーカーなんかに対するアプローチも同時並行でされていると考えていいわけですね。

#### 事務局

ハウスメーカーに対しましては、柱とかそういうものだけでなく、例えば都市部でありますとマンションの内装に県産木材を使っていただけるように、製品開発に対しまして支援をしたり、モデル展示をしてもらって、県民の皆さんに見ていただいて、そのよさを知っていただく。そのような取り組みも進めているところでございます。

#### 委員

もう一つ突っ込んでお尋ねしますと、県民・市民とすれば、県産木材を使いたいんですが、一番問題点は自分がたまたま使ったものが県産木材であるかを確認したいんですね。これは県産木材でありますというお墨つきをオーソライズするシステムは、県のほうで何かお持ちと考えてよろしいんですか。市民・消費者がわかる形で。

#### 事務局

住宅部材でありますと、県産木材の認証材を県の団体が認証しておりまして、その認証のマークがありますと兵庫県産材であることが証明できるということでございます。

#### 委員

例えば机とかいすなんかにも、そういうものはつけてもらえているんですか。これは県の木材でつくったんだ、じゃ、買おうかというような、消費者が識別できるようなシステムはありますか。

事務局

机とか家具などには、まだそこまで、なかなか県産木材が使われることが難しい現実がございますので、現在、住宅の部材の柱とか板とか、そういうもので進めているところです。

委員

今後、そういうお考えはないですか。

事務局

そういうものをどんどん進めていって、県民の皆さんの身近なところでの認証木材を将来的に広めていきたいと考えております。

委員

さっきB/Cの話をお委員がおっしゃったんですが、もともとB/Cというのは、一つの補助制度を前提として、その補助金の効果をはかるという意味があるわけでしょう。そういう意味で、この補助金の効果をいろいろ計算したら、16年の耐用年数を前提として計算するのが妥当であるということで、16年で一応計算して、それでB/Cが1.4と出ているんでしょう。だから、さっき委員がおっしゃったように、一応歩どまり16年と考えているんだけど、供給安定が続けばもっとBは上がっていくと考えたらいいわけでしょう。そのようにご説明しないと中途半端になってしまうので、それでいいんじゃないかと思うんですが、どうなんですか。

事務局

そのとおりです。

委員

私はこの事業を進めるべきだとは思っているんですけども、品質の問題がありますね。私の教え子で住宅などの設計をしている者にもっと県産材を使えということをしよっちゅう言うんですけども、使いにくいと言うんですね。今度のシステムはどのようになっているのかわかりませんが、スギが多い場合、黒いと。やっぱり壁なんかになると、黒い色のものをユーザーが好まないとか、それから色がそろわないとか、いろんな問題点が出てきますね。天然のものですから、少なくとも直径30cmぐらいのもの

だったらいいんですけども、そうでないようなものも当然含まれます。材木というのは、生産地によって、地質によって、向きによって全部変わってきますよね。

だから、それをどうそろえていくか。黒いのは黒いのできれいにそろえば、それはそれでデザインとして使えるということなんですけれども、その辺のことが現実うまくいくのかどうか、いくようなシステムをこれからつくり上げないといけないかなと思います。そして、それを使った住宅に住まわれる方に対しても、そういうのが天然で、それがかえっておもしろいんだよとか、そういうことまで含めて県としてPRをしていく必要があるのかなと、そのように思います。

会長

ご意見どうもありがとうございました。ほかにございませんか。

私から一言だけ。これはお返事をいただかなくて結構です。消費者としましたら、はっきり言いまして、安いほうがいいわけなんです。先ほどドイツの例が挙がりましたが、ほかの国と比べますと、これで計算しましても2倍ぐらい高い。県として、消費者にそんな高いものを押しつけるということは、やはり躊躇せざるを得ないんじゃないか。しかも、品物は、委員からご指摘がありましたように余りよくない。その辺のことを今後十分に考えていかないといけない。

ということは、結局、運営をどうやっていくかということになっていきます。しかし、金融機関等から外部監査を入れるということでもございますけれども、それが信用できないわけですから。銀行自身が破産していくような世の中ですから。まして、林野庁のほうは、例の分収林が原野商法ではないかといって訴えられている面もあるような頼りない親方ですので、その辺、県として今後十分注意していただかないと県民から恨まれることになると思うんです。これは意見でございますので、お返事はいただかなくて結構でございます。

ほかにございませんか。　まだいろいろあるかと思えますけれども、追加説明の問題が2件残っております。次に、港湾のほうをお願いいたします。

### 3) 港湾事業

事務局

説明させていただきます。

明石港の西外港地区の港湾事業に関連しまして、委員から追加のご意見をいただきました。お手元の参考資料の3ページをごらんいただきたいと思います。3番、その他の意見のところ、法的には明石港でございますが、原文どおり掲げております。明石漁港の一層の発展に向けて関係施設等を整備するもので、効果が発揮されることを期待しますということですが、その際にちょっと気になることがあるということで、以下のご意見をいただきました。

まず、(1)としまして、緑地の整備等、環境面も一部考慮されていると想像されるが、全国的にも名高い明石ブランドの基地である明石漁港が県民からは必ずしも見える形になっていない点が少し残念であるということで、(2)にございますように、活気ある漁港の風景が眺められる場所の紹介や、生産活動に支障のない範囲で見学できるルートなどが用意されるなら、明石漁港は一層庶民に身近なものになって、市の観光開発にもつながるといふご意見でございます。

(3)は、消費者との信頼関係の醸成があらゆる食産業で重要な課題となってきたときに、このブランドを維持するためにも、一般市民にも見える生産形態は品質確保の上でも望ましいということです。

また、(4)では、国の支援も得て景観にも配慮し、美化や快適性を確保していくことが質の高い漁業の維持に重要であるというご意見でございます。

最後、(5)は、再開発等で明石はよくなってきていると思うけれども、今の明石駅南はありきたりの都市開発であるということで、明石市の特徴をうまく引き出しているのかという疑問もあるので、中心市街地に近い明石漁港との連携がこれからまちづくりにも生かされることを望むというご意見でございます。

このご意見に対しましてご説明申し上げますが、正面のスクリーンをごらんいただきたいと思っております。

現地の状況でございますが、画面の右上に明石駅がございます。そこから真っすぐ南におりますとフェリー乗り場に通じる錦江橋がございます。その角をそのまま西に進んでまいりますと淡路の岩屋あるいは富島漁港に渡る連絡船乗り場がございますが、その手前にせりの市場が1つございます。特に漁港的性格の港の活気ある場所を見ようとしますと、漁船から魚が揚がってくる、それがせりにかかる、その光景が一番活気ある場面になると思います。ふだん明石の港を訪られる方は、今申し上げましたせりをや



っているところは実は明石公設地方卸売市場の水産物分場と呼んでおりまして、卸売市場の本場はもっと西の藤江というところがございますので、ここはそれの分場でございますが、ここで揚がっているものを一番皆さん見受けられると思います。しかしながら、本来の水揚げ、せりは、今指しております明石浦漁業協同組合の建物の一部で行われております。せりに揚がってくる漁獲物は、錦江橋の近くが年間 300 t ぐらいであるのに対しまして、明石浦漁協のところでは約 1,600 t ということで、こちらのほうが圧倒的に多いわけでございます。そして、錦江橋の近くの水産物分場では、明石浦漁協が水揚げしたものではなくて、むしろ周辺の海域でとれたもの、ほとんどは淡路で水揚げされたものがせりにかかる、そういった状況でございます。

次に、写真をごらんいただきたいのですが、左手が明石浦漁業協同組合の事務所でございまして、右半分に映っておりますところでせりにかかるわけです。この前で水揚げされまして、そのまま背後のほうへ横持ちしてせりが行われる、こういった状況でございます。その状況を少しごらんいただきたいと思います。

こういった状況でありまして、よくごらんになりますと、女の人がプールのようなところでひざまでつかっておりますが、プールのようになっているものは水槽でございます。かごに入った魚がそこで生かされていて、これをどんどんせりに持って行くわけです。左奥に人がたくさん立っている台がありますが、仲買人が上から階段状に見下ろすようにしてせりにかける。とれとれのを、ここでどんどん、目まぐるしいスピードでせりにかけるわけでございます。その状況を示すものが次の写真でございます。

右のほうからどんどん持ってきて、台の上に人が手を差し伸べていますが、これを上のほうから仲買人が、我々が聞いてもわからない言葉で、いわゆる符牒でせりにかけるわけで、わずか 2 秒ぐらいで値段がつくようであります。そして、その左にベルコンのようなものが見えますが、あそこに流していく。ということで、どんどん流れ作業でやっていく。ほかのところのせり市場を見ますと、地べたに置いたり、あるいは台の上に置いて、周りからせりにかかるんですけども、ここはスピードが違いまして、どんどんどんどんやっていく。こういう状況でせりが行われております。

委員は、今日はご欠席のようでございますけれども、この港湾事業に関連して地域の振興に向けた貴重なご意見をいただいて、ありがとうございます。ただ、こういう状況でございまして、これは極めて限られたスペースの中で目まぐるしく行われていることから、仮に多数の見学者が訪れた場合にはこういった漁業活動に支障を来すということが

ありますし、我々も寄りつきがたいぐらいの殺気立った状況でやられているようでございます。したがって、ご意見をいただきました活気のある港の風景が眺められる場所、あるいは見学のできるルートの紹介等につきましては、委員のおっしゃいましたように漁業活動に支障のない見学場所の選定、あるいは見学ルートの設定等、地元の明石市、これは観光部門になると思いますが、そういった部局とか当の明石浦漁業協同組合と十分に相談・協議させていただきながら、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、明石浦漁業協同組合は、決して一切見学はまかりならぬという姿勢ではなくて、例えば小学生の社会見学とか、そういった要請にはこたえているところでございます。ただ、それも日にちと時間をあらかじめ決めていただきまして、限られた時間内で見ていただくということのようでございます。

それからもう一つ、西外港地区においては、図面でごらんいただきますと、一番左のところを緑色に塗っておりますが、ここで環境を創出するための緑地整備を計画しております。そういった我々行政サイドの取り組みとは別に、地元のNPOも、港の環境を改善するために、この地区の護岸に港の美化あるいは快適性の保持を呼びかける絵を描いたりしております。これには、港をきれいにとか、ごみは持ち帰ろうとか、そういった文字も含まれておりまして、それだけではなくて、NPOご自身がこの辺の清掃を行うといった取り組みを行っていることもあわせてご報告いたします。

今後も、明石の漁業が県民あるいは市民の皆様方にとって身近に感じられますように、港湾管理者として可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

会長

ありがとうございます。今日、委員はご欠席でございますが、他の委員から何か追加のご意見、あるいはご質問はございますでしょうか。

委員

委員のご意見を拝見して今のご説明を伺って、委員がお書きになっているように、こういう機会に全国的にも名高い明石ブランドの基地という発想を積極的に持ちながら整備をされるのは、今後とても大事だなと思います。

お菓子など食べ物でも、老舗のおいしいメーカーなんかだったら、本店はどんなだろうと見に行きたくなるのが人間の心理で、行って見てなるほどと思わせるような、つまり、きれいにしているというより、こういうところからいつも食べているおいしいも

のが出てくるのかということが広くわかっていただけるきっかけになるような、施設整備の際にそういった見学コースみたいなものをぜひご配慮いただければと。

今、食に対しては大変関心が高まっております。全国でも、水族館はありますけれども、食べるものに関してのルーツのご紹介ができるような、食べ物の生産・供給とそのプロセスみたいなものが目の当たりにできる部分の整備は、まだ余りされていないと思います。ぜひこれを機会に、明石のおいしい海産物については行ったら見られるんだよと。最初からたくさん観光バスで来ていただいても、おっしゃるように困ると思いますけれども、今ちょっと拝見しただけでも大変興味深いせりの状況ですので、限られた人数であればちょっと見せていただけるとか、少なくとも県内の中学生とか小学生にここで明石はこうやってるんだということが見ていただけるのであれば、それこそ第3点目にお書きになっている消費者との信頼性の醸成が図れる。一般市民にも見える生産形態、品質保持のご指摘は大変貴重だと思います。NPOの方々のこれも来てみて見られるものだと思いますけれども、食べ物で、明石のタコもそうですし、イカナゴとかそういったものもそうでしょうし、ありとあらゆるものについて、今ご紹介いただいただけでも知らないことが多かったので、ぜひこの観点をご配慮いただいた今回の計画整備を、私もお願いできたらと思います。

#### 事務局

先ほどのご意見でございますが、小学生、中学生といった学校からの見学体制は十分おこたえできると思います。ただ、先ほどちょっと申し忘れましたが、明石浦漁業協同組合のせりの場所は、明石駅から歩いていきますと30分ぐらいかかるんです。車で行けばどうかということですが、あの周辺は道路も非常に狭くて、昔の漁師町でございますので、車をとめる場所もない。まして、朝11時半からせりが始まるわけですが、その前に来ますと、道路の両側にぎっしりと漁師さんの車、仲買人の車がとまっているということで、スペースが足りないものですから、その辺が悩みなわけでございます。東側の水産物分場のほうは、すぐそばは人通りがございますので、自由にご覧いただけて、せりの一端もうかがえるかと思います。

今、委員からもお話がございましたように、確かに見せる場所が少ないのが実態でございます。近いところではりんくうタウンの北側にあります泉佐野漁港でやっておりますが、それも水曜日と日曜日を除く日で、なおかつ事前にご連絡くださいということでご予約制になっております。ただ、あそこは、昔から青空市場がございまして、現実に

は屋根があるんですけども、いろいろな水産物が買える状況になっております。その一環としてせりを見せると。ただし、せりを見る場は、棧敷みたいな高い台のようなものがございまして、そこから邪魔することなく見られるということでやっているようでございます。明石浦漁協の場合は、そのようなスペースがないのが現実なんですけれども、どのような方法にすれば理解していただく形がとれるか、今後地元の明石浦漁協と十分に相談していきたいと考えております。

委員

今のご説明でいえば、今回の整備に係る部分と係らない部分があると思うんですけども、そういったことを念頭に置きながら、機会があるときに、ご紹介いただけるような施設設定とか、場合によったら駐車場もそうですね。歩いての距離はいろんな意味でクリアできるケースもありますし、ストレートに来られる方もありますから、もちろん事業者の方に迷惑がかからないようにしなければいけないと思いますので、今後もしたくさん人がおいでになれば駐車場の整備とかが課題にはなってきますが、こういった方向性も念頭に置いてお考えいただければありがたいなと思います。

会長

ほかに。これは本当にまちづくりそのものから考えていかなければいけない問題だと思います。泉佐野をおっしゃいましたけれども、香住の方も確か何かあったんじゃないかなという気もするんですがね。そういうところを参考にしながら、ひとつよろしくお進めいただきたいと思います。

港湾はこれで終わりました、次に、道路事業。

#### **4) 道路事業**

事務局

説明をさせていただきます。

前回の宿題でございますが、東播南北道の便益については周辺道路の便益を積み上げたものであるというご説明をさせていただいたところ、どのように周辺道路の便益が積み上がっているのかということをも具体的に示してほしいということであったかと思えます。

まず、便益を計算する仕組みにつきまして、簡単に説明させていただきます。資料の道建 - 1 をお開きいただきたいと思えます。

道路の新設または改良する場合の便益は、その道路の影響範囲におきまして、新設または改良がある場合とない場合についての各路線の交通量等をベースに求めています。ある路線の将来交通量につきましては、今まで何回かこの席でも当局側として説明させていただいておりますが、ゾーンごとの出発地と目的地を往来する交通量、いわゆるODを別途求めまして、それを一定のルール、すなわち移動時間が最短になるような経路を選択するというルールに従って配分することによって推計を行っております。

左側の図は、ゾーンAとゾーンBを往来する交通量が一日1万5,000台あるということで、ルートが と の2つしかない状態での配分結果を示しております。移動時間が最短になるというルールで配分してありまして、2車線ある走行性の高いルート に1万2,000台、1車線しかないルート に3,000台が流れる結果となっております。図で、ルート に1万5,000台全部が流れないのはなぜだという疑問がわくわけなんですけど、実際の道路では交通量が多くなると渋滞してくるようになり、ある量まで交通量が増えくると走行速度が遅くなるという交通容量と速度の関係式をこの路線に与えるという工夫をしております。

右の図は、赤い路線ですが、ルート という経路が短くてより走行性の高い新しいルートができた場合の交通量の変化を示しております。ルート には1万台の交通量が転換して、ルート は4,500台、ルート は500台に交通量が減って、結果としてルート 、 の既存道路の負担が軽減されるという結果を表しております。

次に、道建-2をご覧いただきたいと思います。便益につきましては、走行時間短縮便益が大半でございますので、東播道の近傍の路線の区間Aを例に、走行時間短縮便益について説明させていただきます。

左の図は、東播道の整備前で、交通量配分の結果、A区間に一日1,000台の車が5分かけて通過している状況を示しております。この状態での走行時間費用は、時間価値原単位を としますと、A区間では5分×1,000台× ということで5,000円になります。東播道は、まだできていなくて交通量がありませんので、ゼロになります。ちなみに、 につきましては、車種ごとになってありまして、例えば乗用車であれば63円/分・台という数値になっております。

真ん中の図は、東播道の整備後の状況でございます。交通量配分の結果、A区間では、交通量が500台に減り、走行速度が上がることによって通過時間は4分に短縮され、東播道には通過時間1分で500台が通る状況を示しております。この状態では、走行時

間費用は、A区間は4分×500台× ということで2,000円、東播道は通過時間1分と交通量500台なので500円になります。

右側の図は、この場合の便益をあらわしたもので、便益はそれぞれの走行時間の差ということでございますので、A区間では5,000 - 2,000 で3,000、東播道はゼロから500を引いて-500、合計2,500が東播道ができた場合の便益になります。

次に、道建-3をごらんいただきたいと思います。これが具体的に計算した結果でございます。便益が発生する主な路線を着色しておりますが、紫が国道、青が東播道、赤が県道、緑が市町道を表しております。実際にはこれ以上の密度の道路網を使って計算しておりますが、便益が小さいということで、この絵からは省略させていただいております。主な路線がこの着色してある路線であるご理解いただきたいと思います。

その結果を道建-4に示してございます。これは、平成26年度、要するに供用初年度の走行時間短縮便益図で、道建-3に掲げました路線ごとの便益を数値で書いております。赤で示しているのが便益がプラスの分、黒で書いていますのが便益がマイナスの分で、ここに書いてある範囲のものをすべて足しますと、プラス便益が74億5,300万円、マイナス便益が39億7,900万円、合計34億7,400万円になります。ちなみに、平成26年度における走行時間短縮便益の総額は38億9,500万円です。約4億円ほど小さい数字になっています。これは、この道路網にあらわれていない、もう少し細かい道路網に配分されているものになります。ということで、平成26年度の便益額が約39億円ございまして、これを以後40年間、毎年交通量配分しまして、40年間を積み上げて、それを平成19年度時点での現在価値に換算している、それが約664億円になっているということでございます。

説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。どなたかご質問はございませんでしょうか。

委員

今、大変わかりやすく説明いただいたんですが、その期間のもうちょっと細かい計算式があると思うんです。人口変化による交通量変化というのも、ある程度シミュレーションに入っているわけですか。

事務局

交通量につきましては、平成42年までの交通量を推計しておりまして、例えば人口で

あるとか、免許保有率であるとか、そういう要素を加えまして、たしかピークが平成32年だったと思いますが、そこまで少しずつ上がって行って、そこをピークにして少しずつ下がってくるというような交通量予測をしております。

委員

その基本データというのは、人口でも毎年、統計に基づいて訂正されるんですが、何年データに基づいていますか。

事務局

毎年はなかなかできなくて、今であれば、平成11年の交通センサスがありますので、そのデータをベースにして将来予測をしております。それが最終になっています。

委員

平成11年のデータベース、それが通常、どこの地域でやられても最終データとして使われているということですか。

事務局

そうですね。17年に新しく全国的な調査をしているんですが、その将来のODと申しますか、それは現在集計中で、まだ使えるようになっていないという状況でございます。

委員

現時点では平成11年と。

事務局

11年です。

委員

加古川小野線・東播磨南北道路の現地を見せていただいて、そのとき質問したことですけれども、もう一度確認します。高架部の支柱の片持ちの端のところを将来は継ぎ足すんだという話で、それだったら初めからコンクリートを打っていた方がいいではないかと申し上げたんですが、実は幾ら考えても、一度こういうふうに仕上げたのに、寸法が1.25mですか、その部分を継ぎ足す場合には、コンクリートをもう一度はつって、鉄筋を出して、鉄筋を溶接して、そして当然のことながら足場を組んで仮枠をしてコンクリートを打つという、そういう手間と、予算がないと言われればそれまでですけれども、今から片持ちのところまでつくっておいて、そして上を防水層だけ上手につくって、次に幅を広げるときにはそれを使ってやるのと、どちらが本当に我々県民にとって有利なのかということの説明を伺っておかないと、釈然としないんです。

事務局

確かに、絵で見る限りは、委員のおっしゃる様に非常に手間になるんですが、このほうがやはり先行投資が少ないということで、今のところ我々としてはそちらをしたいと考えているところでございます。比較した上で、先行投資が少ないということで。

会長

これは、こここのところの意見として答申の中へ入れたいと思います。

委員

先行投資が少ないのいいのは当たり前のことであって、それがトータルのコストとしてどうなのかということなんです。それまで計算したと言われたらそうでしょうけれども、ほんまかいなと思うので。県民から、またやっとなら、いつも道路のことでそういう話が出てきますよね。舗装して、また掘り直して、がたがたにしてという。それなら初めからやればいいやないかということ単純に誰でも発想するので、それに対してきっちり答えられるだけの用意をしておいていただきたいということと、そういう強い意見があったことはちょっと付記しておいていただいたほうがいいかもしれません。

会長

ほかにもございませんか。 特にならなければ、追加説明をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次第の(2)の新規、継続事業評価に係る審査に入りたいと思います。

### **(3) 新規、継続事業評価に係る審査**

先ほど説明がございましたように、前回は流れておりますので、直接ご意見をいただくことができなかった委員もいらっしゃいます。規定によりまして、全員にご意見をいただいて、それをまとめたものを今日お配りしております。その辺も参考にさせていただきます。審査を進めたいと思います。

新規事業が1件、継続事業が8件ございます。

#### **1) 近代化施設整備事業の審査**

##### **審査番号1 近代化施設整備事業「県産木材供給センター総合整備事業」**

まず、案件1番、先ほどからもめております近代化施設整備事業、県産木材供給センターの事業につきまして、直接お返事いただいたのでは反対というご意見はございませ



んでしたけれども、改めて審査いたします。特にこの機会に一言発言しておきたいというようなことはございませんでしょうか。では、宍粟市の安積地区に新設されます県産木材供給センター整備事業につきまして、事業着手妥当ということによろしゅうございますでしょうか。一応いただいている意見は妥当ということですが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように計らわせていただきます。

なお、知事への文書につきましては、この後、引き続いてご審議いただきたいと思います。

次に、継続案件に入ります。

## 2) 農道整備事業の審査

### 審査番号2 一般農道整備事業「佐のう地区」

案件番号2番、農道整備事業、朝来市の佐のうから八代につきまして、これは第3期の工事で、進捗率は現在74%という、ほとんどでき上がっているに近いようなものがございます。ただ、いろいろな事情で予定どおり進んでいないか、あるいは初めから予定に入っていたのか、それは知りませんが、これこそ反対意見は一つもいただいております。事業継続妥当ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## 3) 河川事業の審査

### 審査番号3 河川事業「円山川 中流工区」

### 審査番号4 河川事業「円山川 上流工区」

### 審査番号5 河川事業「竹田川 本川工区」

### 審査番号6 河川事業「黒井川」

では、河川事業に入ります。案件番号3番、円山川の中流工区でございます。養父から日高の間で延々と続いておりますが、進捗率52%、半分強でございます。どなたかご意見はございませんでしょうか。これと後のものもそうですが、平成16年の台風23号での

浸水によって事業がぐっと進んだような、簡単に申しましたら用地取得が非常に進んでいったようなところがございます。何かご意見はございませんでしょうか。では、一日も早い進行を願って、円山川の中流工区、継続妥当ということで返答いたします。

その上流、朝来市の多々良木から和田山にかけての円山川の上流工区、これは現在、進捗率が事業費ベース76%で、ほとんどでき上がっている、もう少し残っている状態でございます。どなたかご意見はございませんでしょうか。特にないようでしたら、事業継続妥当ということでまとめさせていただきます。

次に、竹田川の本川工区、これは非常にたくさん橋梁や井堰などの横断構造物がありまして、その撤去問題が響いて、現在半分ぐらいしか進んでいない、今のままでいきますと平成40年ごろまでかかるだろうという気の長い話になるかもしれません。特に井堰についてやっと地元合意が出来上がりまして、先ほどちょっと申しましたように台風の被害やそのほかが後押しをしてくれたわけでございますが、何かご意見はございませんでしょうか。特にないようでしたら、これも当然事業継続妥当ということで進めたいと思います。

竹田川の支流であります黒井川につきまして、これは用地買収がおくれております。というのは、黒井のまちの中でかなり立ち退きの問題などがあるようでございまして、事業が非常に遅れております。しかし、今、一応着々と進んでいるようでございます。これも、今やめるわけにはいかないかもしれません。そういう点もあると思いますが、事業継続妥当ということでよろしゅうございますでしょうか。

#### （「異議なし」の声あり）

それでは、そういうことでまとめさせていただきます。

#### 審査番号7 道路事業「(主)加古川小野線(東播磨南北道路)」

先ほど追加説明がございました道路事業、東播磨南北道路・加古川小野線につきまして、これは、先ほどちょっとご質問もございましたが、用地買収は90%終わっております。進捗率としましては高架の問題そのほかがありまして50数%ですが、一番問題になります用地買収がほとんど終わっております。どなたかご意見はございませんでしょうか。委員から出ましたことは答申の文章の中で触れたいと思います。事業継続妥当

ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**審査番号 8 港湾事業「明石港 西外港地区」**

次に、これも追加説明がございました明石港の西外港地区、これはほとんど終わっております、あと少しです。委員からご意見がございますので、それはつけ足していただくことにしまして、これは継続というより終了がいいかもしれませんが、もう少しのところを進めてもらって、事業継続妥当ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**審査番号 9 優良建築物等整備事業「六甲第 5 地区」**

次が非常にややこしいんですが、案件番号 9 番、優良建築物等整備事業という名前が付いております。説明を伺いましたら、要するに震災関連で、マンションの再建で住民が再建派と補修派とに分かれて、その裁判が今までかかって建替えることが決ましまして、やっとこれからやろうという、震災のつめ跡がこんなところまで後を引いているとは私も思いませんでしたけれども、そういうことがございますので、事業継続妥当でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員

事業継続妥当で結構なんですが、ちょっと質問させていただいてよろしいでしょうか。

優良 1 の調書にございます事業の目的で、178 戸の共同住宅が全壊となっているということで、今、会長からもご紹介がありましたように、建替え派の方とそのままという方とが対立して裁判になったようですが、最終的にもともの方が何戸入居なさるのか。それから、これは同規模と考えていいんでしょうか、そういう住宅ができるみたいですが、別に入居される方は何戸ぐらいあるのかということについて、ちょっと実情をご紹介ください。

事務局

戻り入居は41戸と市から聞いております。

委員

残りについては、県の住宅供給公社の物件として販売なさると理解したらよろしいわけですか。

事務局

そのとおりでございます。

委員

たまたまですが、偶然広告を見たら、供給公社の物件というより、むしろ民間販売会社の名前が結構大きく出ていたんですが。それをなぜご質問させていただいたかということ、今回の調書のところには、私が見落としたのかもしれないんですけども、余りそういったことが書かれていなくて、えっと思いましたので、その点、ご説明いただけますか。

事務局

公社は売り主となっております、販売提携を東急リバブルと公社が結んでおります。事業上のリスクを回避するためということで、民間企業の持っておりますノウハウを活用しまして、市場調査とか価格設定、販売までを東急リバブルにお願いしているという状況だと聞いております。

委員

参考までに、もともとは全くの民間マンションだったわけですね。

事務局

もとのマンションは民間マンションです。

委員

もう一つ参考までに伺いたいのは、県の住宅供給公社というのは、こういう販売会社との提携によって住宅供給を行うのがスタンダードなビジネスモデルだったんですか、今回が初めてなんですか。

事務局

現在、分譲マンションとしては、一般的にはやっておりませんで、特殊な場合だけこのような形で支援をしているというのが実態でございます。

委員

かつては住宅供給公社のマンション販売というのはあったように聞いております。か

なり古いところで。今回、なぜそういうスタイルではおやりにならなかったんですか。

事務局

そのあたりは私のほうではないんですけども、震災以降、このような形で再建に当たりまして支援はしてきたんですが、うまくいった場合と、いかなかった場合があるようで、5年ほど前からこういう形で、民間を入れて、そのノウハウを活用するというふうなことに変わってきているようでございます。

会長

ノウハウだけですか。資金的な問題、資本的な問題というのは特にありませんか。あったらぐあい悪いということじゃないんです。P F Iの時代ですから、導入されるのなら、されてもいいんじゃないかと思います。

事務局

それは今のところございません。

委員

こういう震災で、補助によって建替えを促進させる事業が始まっているわけですが、市と県との分け方はどうなっているんですか。

事務局

優良建築物等整備事業におきましては、市と県とは同額を補助することになっております。

委員

ここに書いてある補助金というのは、県が出す補助金ですか。

事務局

県が補助する額と市が補助する額の半分ずつを国のほうからもらいまして、それを県、市それぞれが事業者に対して補助する仕組みになっております。

委員

参考までに、もし教えていただければですけども、もともとの方が41戸というお話で、その方たちへの分譲価格と民間に販売される価格と、全く同じと考えてよろしいんですか。

事務局

もともとから住んでおられた方は、販売に係る広告代などを割り引いた額になっておりま

す。ですから、もとおられた方のほうが多少安い価格で戻られるということでございます。

委員

じゃ、もともと持っておられた方たちは、県の側に区分所有の権利を売ってしまったということですね。

事務局

公社のほうには土地代で買い取ってもらったということです。

委員

それとはまた別途に、新たに今回購入する、優先的に分譲という形で再建ということですか。

事務局

はい。

会長

ほかにご覧いませんか。 それでは、継続妥当ということで進めさせていただきます。

委員

済みません。たまたま神戸市のほうで私、事業審査会をやらされているものですから、これを既に事業継続で決定して出してしまったんですよ。分担して補助事業をやる場合は、県と市とのどちらかがあかんと言ったら困るわけでしょう。これはどういう形になっているわけですか。

会長

県だけではお答えできない問題かもしれません。

事務局

これは市だけでも補助できます。県の場合は、市が補助しないと、県は補助しないよということにしておりますので、市だけでやろうと思えば、できることになります。ですから、市の補助だけでやりますとおっしゃれば、それはそれでできるわけでございます。

会長

しかし、現実問題としては困りますね。

委員

それはあり得ない話ですよ。県が補助金を出さないといったら、市はできないでしょうね。

事務局

組合としては、なかなか厳しいものになるでしょうね。

会長

今までにそんな例、ありましたかね。県と市で別々に審査会が持たれて、別の結論が出たことはないと思うんですが。

事務局

別の結論が出たことはございませんけれども、あったか、なかったかというのは調べてみないとわかりませんが、基本的には、妥当、それとも休止とか中止かで違う答えが出れば、再度調整させていただくことになると思います。違うままいくというのは、どちらにしてもちょっと不都合がございますので、その辺につきましては、再度協議させていただくような形をとらせていただくことになると思います。

委員

判断するときに、既に市の事業のほうでは事業継続が出ていますということを経験として入れると、まずいわけですか。

会長

調書をつくった段階では、まだ出ていなかったんでしょう。

事務局

本来は、市のほうの結果とは別に、ここで議論していただくのが正しいかと思いますが。

会長

とにかく、今後、連絡をお互いにとって、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで継続事業の審査は終わったと思ひます。全部、継続妥当ということでご意見をいただきました。

次に、知事へのお返事の文章に移りますが、ここで少し休憩いたします。

( 休 憩 )

### (3) 公共事業等審査会審査結果の協議

会長

再開させていただきます。

ご承知のとおり、知事からの諮問という形ではございません。本審査会に意見を求められているわけですので、それに対するお返事という形をとらせていただきます。

なお、これは回答を求められたわけではございませんけれども、審査会及び事務局で事後評価の相談もいたしました。あわせてこれについても報告させていただきたいと思っております。

先ほどの議論の中で、全案件、新規着手、継続妥当ということでお返事をいただきました。それに対しましてのご意見をあらかじめ文書でいただきまして、大体こういうことになるのではないかということで、私と事務局で文章をつくらせていただきました。既にお配りしていると思っております。妥当をひっくり返すわけにはいきませんが、文章は自由にお直しいただけたらと思っております。

では、1項目ずつ、事務局のほうで朗読をお願いいたします。

事務局

それでは、審査結果の案について朗読させていただきます。審査結果の案につきましては、第3回、第4回の審査会と書面審査でいただきましたご意見をもとに作成しておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、案文中にアンダーライン、見え消しの箇所がございますが、これは、事前に各委員の皆様へご紹介させていただきました際に、アンダーラインの部分は追加、あるいは見え消しのところは修正をとというご意見がございましたので、反映させていただいているものでございます。

それでは、前文と各事業ごとの審査結果案を読ませていただきます。

前文の箇所に入らせていただきます。

### (審査結果案朗読)

会長

どなたかご意見はございませんでしょうか。前文は、毎回つけているので、同じ文章



がまた出てきているという感じがしないわけではございませんけれども、一応最近のものにつきましては突き合わせをやってみまして、余り同じ文句が出ないようにしております。そうすると、内容的にも変わってきたりしますので。どなたかご意見はございませんか。

委員

細かいことで、アンダーラインを引いてくださっているところ、「議事録」とするか、「審査会の審査内容も参考にしながら」とするかというので、ちょっとひっかかったんですが、そのあたり、いかがでしょうか。議事録の参照というよりも、気持ちとして参考にしていただきたいのは、むしろこの審議プロセスの部分かという思いがちょっとありますので。表現を「議事録」としてしまっているのかというところなんです。

会長

ご指摘ありがとうございます。議事録は正式につくることになっていますかな。

事務局

つくっております。

会長

つくっているけれども、議事録を作成し何とかかんとかというのは、設置要綱の中になかったと思う。もちろん、つくってはいるわけですし、必要に応じて公開もしておりますが。委員ご指摘のように、「議事録を参考」よりも「審査内容」の方が。

事務局

記録としましては議事録という形にしまして公表しておりますので、後で見てわかるということになれば、議事録になるかというふうに思いますが。

会長

両方書いておいてもいいわけですね。

委員

そうですね。「審査内容及び議事録」とか。

会長

ちょっとくどいようすけれども、「審議内容及び議事録」でどうでしょうか。

事務局

それでは、「審議内容及び議事録」ということで修正いたします。

委員

それと、その部分に関連してですが、ここは思いとして非常に大切な部分ですので、もしできれば、「下記に記載した審査結果を十分に尊重するとともに、」と文章を余りつなげないで、切っていただくと、より強調ができるのではないかと思います。全部、1段落1文になっていますよね。そうではなくて、「事業の実施にあたっては、下記に記載した審査結果を十分に尊重されたい。さらに、審議内容及び議事録も参考にしながら、」と、2部に分けていただいてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員

今の文章だったら、後のつけ足しがうまく続かないので、「尊重し、」ぐらいにして、後は「……公共事業の推進に努められたい。」と、そのほうが……。 「尊重し、」と書いておいたら、「尊重すること。」と一緒にだと思いますので、それならつながりやすいかなと思います。

委員

さっき「審議内容及び議事録」にしましたね。そうすると、審議内容を議事録はちょっと省いているのじゃないかという印象を与えませんか。議事録というのは、大体初めからしまいまで全部書いてあるわけですよね。議事録以外のことで何かあるのか、という話になってきますよ。だから、「審議内容」でいいんじゃないですか。

会長

「議事録」はやめにして。

委員

議事録は参考的にあるわけですからね。実質的な意味では審議内容ですから、「議事録」は省いておいたらどうですか。

会長

「審査結果を十分に尊重し、審査内容も参考にしながら、」。

委員

「審査会で議論された内容を」ですね。正式の議事録は、議事録署名人がいて、議事録に署名をしないと成り立たない。これは便宜的に、きっちりととらえるために議事録としてとどめていただいているんでしょう。だから、議事録は公式なものとは言えないかもしれませんね、審議会上。

委員

確かに署名してませんものね。

委員

むしろやりとりの内容が大事なんだということだと思っんです。

会長

そうしますと、文章としましては、「十分に尊重し、」の次は、「審査会での」……。

委員

「審査内容」。

委員

しかし、それはおかしいんじゃないですか。審査内容はもともと答申書に書いてあるべきものであって、どんな話が出ましたかといってこの審査内容を読まなきゃいけないなんて、おかしい話ですよ。

委員

であれば「審査の詳細」。

会長

もし書くとしたら、「審査の経緯」とか「経過」とか何かでしょうね。

委員

「経緯も参考にしながら、」としていただいたら。

委員

そうしたら、「審査の経緯」のほうが「審査結果を十分に尊重」より前の文章になるんじゃないですか。その経緯を考えながら、その結果を十分に尊重することじゃないですか。

会長

委員のおっしゃるとおりだと思います。その結果、審査結果が出ているわけですから。

委員

順番としては、これは逆にしたほうがいいと思います。

会長

審査の経緯があって、審査内容が後でまとまるわけですから。

そういうことで、ここを書き直してもらうことにして、個別のほうへ進みたいと思います。

事務局

わかりました。

委員

これを読んでちょっと感じたんですが、今、県は大変厳しい財政状況にありますね。いろんなところでリストラされるとか、事業の見直しで、一般事業は3割カットですか、そういう方向も出されています。実際に決まっていくのはこれからということなんですけれども、そういうことに触れなくてもいいのかなという感じがするんです。

例えば、真ん中あたりの「妥当と判断した。」というところの前に、そういう厳しい状況の中にあってもこれこれが必要だからということを加えるか、あるいは実施に当たってはそういう厳しい状況を勘案してこれまで以上に効率的、効果的にというような言い方をするか、何かちょっと触れておかないと、冒頭、会長がおっしゃったように例年と同じような、余り変わらない形では、この審査会は県の財政状況をどう認識しているのか、ということになりかねないかなという感じがするんです。

会長

おっしゃるとおりだと思います。最初に私が申しましたように、実は前期の答申の中に同じような文章が書いてあるんです。今の県の財政からいいますと何遍繰り返してもいいような気もいたしますし、どういたしましょう。

委員

やっぱり入れておいた方がいいのと違いますか。

会長

「選択と集中」という言葉も使って、前期のときは書いているんです。

委員

何回同じ文章が出るにしても、必要なことはすべて言っておいたほうがいいのと違いますか。

会長

確かに厳しいと思います。

委員

特に、厳しいときに省くと、かえっておかしくなるかもしれません。

会長

それでは、事務局のほうでそれもお願いします。

事務局

今の言葉も入れて、最終的な案をつくらせていただきます。

会長

では、個別事業の近代化施設整備事業。

事務局

それでは、新規事業に移らせていただきます。1、近代化施設整備事業。

### ( 審査結果案朗読 )

会長

ご意見はございませんでしょうか。

委員

さっき会長から、消費者が高いものを使うのではないかというご意見がありましたね。消費者というか、県民・国民は、国内・県内の資源を守るんだという観点から、価格が高くても、県内産の木材製品を使っていただこうと、そういうことになると思うんです。そういう観点から、この事業の重要性というものを県民にPRすることに努めるべきではないかということ、最後にちょっと書いておいていただくとよろしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。いろんな県の広報媒体を通じて、県産材の安定供給をやってということを積極的に広報してはどうかということ、つけ加えていただいてはいかがでしょうか。

委員

私もそれには賛成で、じっと眺めていたんですが、最後の行の「住宅政策との連携や公的機関での積極的活用」というところで、「県民・消費者への県産木材の消費理解広報に配慮しながら」とか、もう少し具体的な言葉を入れてもいいかなと私も思っていました。先ほどちょっと突っ込んだ質問をさせていただいたら、県の認証についてはいずれ消費者向けのことと考えていただけるかもしれないなというご回答もありましたので。ただ、ここで細かく書くかというのは難しいところだと思うんですけれども、消費者へのアピールみたいな、ちょっと意識してもらえるような文言を入れていただくのはいいかなと思います。おっしゃったように、価格のことも配慮しながらという言葉も入れなければいけません。

委員

具体的なことはともかくとして。

会長

私は口頭では言いましたけどね、結局高いものを買わされているのではないかという。

委員

そのあたりのところは、それこそ「安心・安全」で、高くても安全なものを買うというのが食べ物では出てきているので、その辺のストーリーをアピールしないと無理なところだとは思いますが、多分県の林業もそういった積極展開の時期に来ているのではないかと思うんです。そういうところがなければ、これもうまくいかないのではないかなということを率直に思いますので、ぜひ。私も賛成です。

会長

認証制度のことをご質問になりましたが、国際的な認証制度というものはあるんです。

委員

認証というのは、木材認証というよりも、私の場合はもっと素朴に、自分が消費者として木材物を買うときのもの、兵庫県版があればと。

会長

兵庫県版ではなくて国際的なもので、日本でもかなり多くの山主さんあるいは森林組合が入っているんです。兵庫県は入っていないんです。森林組合だけが入っているんですか。

委員

それは知らなかったです。そうなんですか。

事務局

森林認証の国際規格の分につきましては、兵庫みどり公社の2万haの山が入っております。

会長

それだけなんです。

委員

そうなんです。そのあたりのところは、そういった点にも配慮しないとうまくいかないだろうということ。

会長

今、国際的な競争力の強化というのが「集中」なんかで言われているわけですが、これは明石のタコとちょっと違いまして、宍粟のヒノキというのでは国際的な競争力の強化にならない。

委員

恐らく国際競争では難しいとしても、リージョナルというか、限定された地域内での自給自足というか。

会長

とにかく、委員がおっしゃった点だけ、最後に入れていただいて。

事務局

わかりました。消費者に関する広報的なものも最後に入れさせていただきます。

委員

広報だけはいかんで、要は、さっきも言ったように、消費者が支持する材質の木材の供給に努めないといけないということですね。さっき色がちょっと違うという話をしましたけれども、それが天然だ、むしろこれのほうがいいんだというふうな、同じようなきれいな、木目のそろったものがないんじゃないんだ、天然だからむしろ違っている、そこにいろんな変化があってももしろいじゃないかというようなことを、十分に消費者に刷り込んでいかないといけないと思います。何となくそういうことが言えるようなのを、入れておいてください。

委員

細かなところで恐縮なんですけど、真ん中あたりの「なお、これらの効用の発揮は、」以下のところ、最初にファクスでいただいたときの「重要」が「前提」に直っているの、これはそうしないといけないと思ったんですけども、となりますと「なお、」というのがちょっと気になるんです。別にこれはなくてもいい。まさに「前提」ということであれば、「……発揮は、」ということ。

もう一つ、さらにいえば、その後の「県としても」の「も」が若干気になるんですが、これは「は」だったらだめなんですか。「も」というのは、時に意味合いをぼやっとさせるんですよ。まさに県にしっかりやってもらわないといけないということなので、「県としては」と明確にしておいたほうがいいのではなからうかと思えます。

会長

ご指摘のとおりだと思います。

事務局

わかりました。反映いたします。

会長

では、次に移ります。

事務局

次は、継続事業でございます。1、農道整備事業。

**(審査結果案朗読)**

会長

ご意見はございませんか。 特にないようでしたら、このまま進みたいと思います。

次に、河川事業を3つあわせて。

事務局

それでは、2、河川事業、(3)円山川中流工区、(豊岡市～養父市)、(4)円山川上流工区(朝来市)、(5)竹田川本川工区(丹波市)。

**(審査結果案朗読)**

会長

どなたかご意見はございませんか。私としては、平成16年の台風23号のことに触れたいなと思ったり、別に触れなくてもいいしとも思っておりますが、他ににございませんか。 では、黒井川に移ります。

事務局

(6)黒井川(丹波市)。

**(審査結果案朗読)**

会長

どなたかご意見はございませんか。黒井川みたいなので河川整備計画は必要なんで



すか。

事務局

今、黒井川の河川整備計画を藤林橋のところまで策定しておりまして、上のほうについては、地元等との調整を行うなど、今から策定に向けて作業を進めるということです。

会長

整備計画として、ちゃんとやらなきゃいけないのか。

事務局

当然、事業を進める上で整備計画を策定します。

委員

整備計画を策定しないとできないのだったら、整備計画の内容を我々に示して、我々がそれについてどうこう言わないといけないかもしれないので、「十分に協議し、事業着手すること。」と。法的には整備計画の策定は必要なんでしょう。それは書かなくてもいいんじゃないでしょうか。整備計画を我々は知らされていないのに、やれと言ったみたいな形になりますでしょう。

会長

これは別の委員会でされるんですが、削除したほうがすっきりはします。よろしゅうございますか。では、「河川整備計画を策定して、」を削除いたします。

次へ移ります。道路事業の東播磨南北道路です。

事務局

では、3、道路事業。

### ( 審査結果案朗読 )

会長

委員、文章はよろしゅうございますか。

委員

「橋梁構造の見直し」だったら、工法の見直しも含むんですか。構造を見直すことは、本来的に多分ないですよ。工法の見直しということを含めて、「構造」を「工法」に。橋梁の支柱の構造を最終的に全く違うものに変える、例えば両方に持ち出しているんじゃないんでラーメンにするとか、そんなことはないでしょう。それなら「工法」だけでい

いんじゃないでしょうか。

事務局

ここで言っている橋梁構造というのは、上部工の構造です。前回の審査のときに画面に映しましたが、上部構造についてこれまでいろいろ見直しをしまして、かなりコスト縮減を図っております。そういうことをここでは書かれているのだろうなと思っております。

事務局

ここでは、上部の桁の構造をいろいろ検討してコスト縮減を図ったという意味で書いております。

委員

そうしたら、「構造や工法の見直し等による」というふうに。

会長

「見直し」というよりも、「さらなる検討」とかのほうがいいですね。

委員

「検討」のほうがいいかもしれませんね。

委員

最後の「早期の全線供用」というのは、八幡南からさらに北も含めてということですか。

事務局

八幡南までの間がこの事業区間でございますけれども、その中の一部の加古川病院までが平成21年ということなので、後で書いています「早期の全線供用」というのは今の事業の区間です。

委員

あくまで審査対象になっている区間ですね。

事務局

はい、審査対象の区間です。

会長

ほかにございませんか。 それでは、「橋梁構造」云々のところ、ちょっと手を入れていただいて。

事務局

わかりました。

会長

次に移りたいと思います。

事務局

4、港湾事業。

### ( 審査結果案朗読 )

会長

委員のご意見をどういう形に入れるか。確かにご指摘はいいことです。とって、すぐできるものではないことは確かですが。「明石ブランドを守り育てる漁業活動」だけではなく、「まちづくり活動」とか何とか、まちづくりをというような言葉に置きかえてもいいのではないかと思います。どなたかご意見はございませんか。「漁業活動」としてしまうと、要するに網を入れて魚をとるだけになるので、委員がご指摘になっているのは、まち全体を明石ブランドというか、今後そういうことで考えてほしいと。

委員

第2段落のところ、今おっしゃったことをそのまま受ける形ですが、「明石港を拠点として、」として、その後に「まちづくりを視野におさめて」というような言葉を盛り込んでいただいて、後は「漁業活動への理解を深め支援をするために」という形で言葉を入れていただければと思います。

委員

委員がおっしゃったのは「明石ブランドを守り育てる」の中に入っているので、わざわざこの事業の中で言わなくてもいいような気もするんですけども。それを言ったら、もっといっぱい言わないといけないですね。

委員

ただ、ここの表記ですと、「明石ブランドを守り育てる漁業活動」というところに比較的限定されているので、会長がおっしゃったような、まちづくりを視野におさめたとか、まちづくりに配慮しながらのというようなことをちょっと入れていただくと、漁業活動に余り収れんし過ぎないというか、広がりが出るのはないかと思いますが。

委員

それだったら、2番目の段落のところではなくて、「当該事業は、明石港西外港地区の港湾改修事業であるが、まちづくりの一環でもある」というふうに、最初に書いておいて、その後はそのままずっと流したらどうでしょうか。

会長

この事業そのものは、まちづくりの一環ではないんですよ。委員のご指摘も、今後のまちづくりに生かしていけという趣旨で。

委員

だけど、大きな意味のまちづくり、都市経営なので。

会長

駅のところなんかは明らかにまちづくりですがね。

委員

一遍考えてください。

会長

「漁業活動を支援する」としてしまったら、網を入れて魚をとるということに限られてきますから、委員のご指摘は、もっと広い意味での明石のまちのこと。どこまでがまちづくりかわかりませんが。

委員

「漁業活動及び関連のまちづくり事業も」とか、ここらあたり、ちょっと何か入れたらいかがでしょう。

会長

ここは漁業活動に絞らないといけない理由はないと思うんですがね、どうでしょうか。

委員

「漁業活動を中核とする」ですかね。「中核」と言うといけないですかね。「漁業活動を含む」。

会長

明石のまちでは、魚の棚のところ、漁業ではなしに魚屋というか、あそこのまちづくりのほうで、みんなにはぴんとくると思うんです。先ほどの説明にも、実際にあそこへ集まってくる魚は、明石ではなくて淡路のものの方が多というお話がございました。だから、委員のご指摘から言えば、「漁業活動を支援」という言葉を抜いておいたほうがいいのではないかと。どなたか名案はございませんか。

委員

「明石ブランドを守り育てる漁業活動」という言い方をしたら、今おっしゃったようにちょっとおかしいですね。「育てる活動を支援するためにも」で、「漁業」を抜いたらいいんですね。

委員

この漁業施設整備をまちづくりの中でどう活用するかということは、この事業の目的には入れていないわけでしょう。ですから、このままの文章で、入れたかったら、「継続は妥当である。」の後、「なお、」として、「今後は市民に親しみの持てる漁港としての活用を工夫されたい。」、意見としてそういう文章を付け加えておくぐらいかなと。

委員

明石ブランドというのは、何のブランドなんですか。

会長

たこ焼きとタコと……。

委員

この「明石ブランド」というのは要らないですね。

会長

かえって邪魔になる。

委員

要るんでしょうけどね、ちょっと考えて……。やっぱり、なお書きになるんですかね。

会長

では、なお書きにさせていただいて、「妥当である。」の後ろに「なお……」を持っていくと。委員のご指摘も、むしろそういうことだと思います。

次へ移ります。優良建築物。

事務局

5、優良建築物等整備事業。

### (審査結果案朗読)

会長

どなたかご意見はございませんでしょうか。委員、これは文がちょっと長過ぎません

か。

委員

そうですね。どこかで切ったほうが。

委員

後ろから2行目を「必要な事業である。」と切って、「既に……」と。それでもいいような気がします。

会長

そのほうがすっきりします。

委員

1行目にちょっと違和感があるんですが、「阪神・淡路大震災により、全壊判定を受けた」というのは、震災に判定を受けたみたいになって、「大震災により全壊したマンションを除却し、」でよろしいんじゃないでしょうか。

それから、空き地の緑化は、自然環境への配慮ではなしに、居住環境への配慮だと思うんです。自然環境に配慮するのだったら、マンションがないほうがいいので。

委員

「全壊判定」というのは一つの意味がある言葉なので、かぎ括弧をつけておいたらどうですか。全壊、半壊という言葉があります。全壊判定というのは意味がある言葉なんですよ。だから、「全壊判定」にかぎ括弧でもつけておいたら、わかりやすくなるのと違いますか。

委員

「阪神・淡路大震災により被災し、」で、かぎ括弧をつけて「全壊判定を受けた」と。

委員

「高齢化社会に対応した再建計画であり、」は、何を意味するんですか。

委員

ユニバーサルデザインで。

委員

設計の内容ですか。

委員

ということですね。当たり前になってきたんですけれども。

会長

よろしゅうございますか。緑化が自然環境か、居住環境か、これはいろいろもめると  
いうか、大体「緑化」というのは日本にしかない言葉でして。ほかにございませんか。

ないようでしたら、事後評価のほうに移りたいと思います。

事務局

それでは、事後評価の報告をさせていただきます。

会長

これは、先ほども申しましたように、知事からの問い合わせがある分ではございませ  
ん。むしろ我々の活動として、こういうことをやりましたという報告になります。続け  
て、どうぞお願いします。

事務局

**( 審査結果案朗読 )**

会長

どなたかご意見はございませんか。

委員

事後評価は、たまたま4事例をピックアップして、試行的にやったという意味なんで  
すね。

事務局

はい、そうです。

委員

完了した4事業をやったという意味ではないわけですね。

事務局

そうです。

会長

だから、優等生ばかり集めているという感じがしないわけでもないです。だけど、一  
応この4事例については成績優秀だと私は思います。

委員

3ページの(1)の交通安全事業のところ、最後の2行に「なお、今後の歩道整備に際

しては、」云々とあるんですが、この事業については、以下に書かれているようなことが余り考慮されなかったということなんですか。この2行の表現、私、前回欠席しましたが、この書き方だと問題があるように受け取れますが。

事務局

歩道整備につきまして、定量的な評価ができれば一番よかったです。事故の数に著しい変化がなかったものでございますから、事業後にアンケート調査を行いました。事業後にアンケート調査を行ったものでございますから、もしできたら、事業着手前にもアンケート調査を行って、その辺の変化がつかめたらいいなということでご報告したことが、この言葉になったと考えております。

会長

これ、「なお、」を削除していただいたほうが。そのまま上を受けて、「今後の歩道整備に際しては、」としたほうがいいのではないかと思います。

ほかにご覧いませんか。特にないようでしたら、これを直しまして、今日欠席の委員もいらっしゃいますので、直したものをもう一度お送りして、ご意見を聞いて、知事へのお答えにしたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

**(「異議なし」の声あり)**

それでは、そのように計らわせていただきます。最終的な案につきましては、またお送りいたしますので、よろしく申し上げます。

では、本日の審査はこれで終了ということになりますが、事務局から連絡事項がありましたら。

事務局

会長、どうもありがとうございました。

事務局より、事務連絡を2点申し上げます。

まず、1点目でございますが、各委員に先ほど審査結果のご指摘をいろいろいただきましたので、その最終形をつくりまして、ご確認いただいた上で、朝日会長から副知事へ審査結果を提出していただき、その後、記者発表を行うことにいたしたいと考えております。

2点目ですが、事後評価につきましては、平成20年度から本格運用を予定しております。



す。つきましては、事後評価の評価要領の素案につきまして、年内を目途に、委員の皆様方に送付させていただきまして、ご意見をお伺いしたいと考えております。いただいたご意見を踏まえまして、評価要領案を取りまとめ、再度ご説明申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、継続事業を中心としました一連の審査が終了いたしましたので、県を代表いたしまして、県土整備部長からごあいさつ申し上げます。

### **3 県土整備部長あいさつ**

### **4 閉 会**